3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
⑴　当該工作物の保管を始めた日　令和８年２月12日
⑵　保管の場所　群馬県邑楽郡千代田町中島地先　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　休泊川排水機場
4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。
5　問い合わせ先　埼玉県久喜市栗橋北二丁目19－１　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　占用調整課　電話0480－52－3960

破産手続開始